

2021年5月10日

ウォーキングイベントの開催についての指針

2021年5月10日

一般社団法人日本ウォーキング協会

新型コロナウイルス感染症下におけるウォーキングイベントの開催については、昨年の2月以降何回にもわたって当協会としての指針を出し、実施に際してのガイドラインも発行して、開催の可否を検討する際の、また、開催する際の安全を担保する上での皆様の参考に供して来ました。

今年1月に出した最新の指針では、コロナ禍での健康二次被害の予防にウォーキングは最適であるとの観点から、中大規模イベントに関しても、開催地の了解が得られる、十分な感染予防対策をとる、開催趣旨に健康二次被害予防を謳う、の3つの条件を満たした上で再開をしようとの趣旨でした。

しかし、昨今のコロナ情勢を見ると、残念ながら次のような状況と言わざるを得ません。

- ① 全国的に感染状況が改善するどころか第4波の大波が押し寄せてきている。東京、大阪、京都、兵庫の各都府県に発令されている緊急事態宣言は5月末まで延長されることが決まり、更に、愛知、福岡が追加された。また、まん延等防止重点措置が発令されている県も増加している。
- ② 特に、関西圏、関東圏での感染者の大半が、原株に比べて感染力が強く、しかも感染すれば重症化リスクの高いイギリス型変異株によるものになってきていて、この傾向は全国に広がりつつある。
- ③ イギリス型変異株で、屋外に置いて2m以上のソーシャルディスタンスを取っていながら集団感染の事例も報告されている。
- ④ イギリス型以外にも、更に重症化リスクの高いと言われるインド型変異株が既に国内に上陸し、感染拡大の兆候を示している。
- ⑤ ワクチン接種も期待通りには進まず、接種率は現状国民の数パーセントにも満たない。
- ⑥ 治療薬も開発途上で、現状では確たるものがない。

このような状況下、特に変異株による感染拡大の状況下でのウォーキングイベントの開催と運営について、参加者及び運営スタッフ及び地元住民の方々の健康と安全を第一とする観点から、**1月指針の趣旨は継続するものの、開催と運営に関して次の通り指針を見直しました。**

〈指針〉

第4波の趨勢や、変異株による感染状況及びワクチン接種の実施状況等を見守りながら、従来以上に慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととする。特に、

- ① 開催や運営方法に関しては、開催地自治体の意向を尊重し、運営方法に関する指導に従い、従来以上の感染予防対策を講じること。
- ② 中大規模イベントについては、都道府県を超えての参加が見込まれるので、開催地自治体と協議の上、必要に応じて参加者の在住地区を絞ること。
- ③ 開催地地元住民の感情に充分配慮すること。

尚、本指針は、令和3年4月27日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、各都道府県知事宛に発出されている「特定都道府県および重点措置区域以外の地域における催物の開催制限に係る留意事項」に基づき、6月末まではこの留意事項を継続するとの方針に従い、更に直近のコロナ情勢に対するJWAの見解を加えて見直したものです。ウォーキングイベントの開催及び運営を考える上で、参考に供して頂ければ幸いです。

以上

参考資料：

令和3年4月27日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「特定都道府県および重点措置区域以外の地域における催物の開催制限に係る留意事項」

[ikoukikan_taiou_20210427.pdf \(corona.go.jp\)](https://www.corona.go.jp/ikoukikan_taiou_20210427.pdf)